

地区区長懇談会（高齋地区）<概要>

令和7年7月22日（火）陵南の森公民館

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
1	今在家区会	公園の管理について 今在家東、西緑地公園の梅、桜、杉等の樹木の枯れが発生していますので、おそらく害虫だと思われますが、定期的に消毒、手入れ等、出来ないでしょうか。	市内には200個所を超える公園がありますが、これらの公園の日常管理については、町会など地元の皆様のご協力いただいており、とても感謝しています。 樹木の枯れ木については、倒木の危険性がありますので、教えていただければ、担当が現地を確認の上、伐採・剪定等、早急に対応させていただきたいと思います。	道路公園課
2	今在家区会	火葬場の新設について 亡くなる方が多く、瓜破の火葬場では1週間から10日待たないといけない状況です。他を当たってみても藤井寺や堺は地域住民を優先ということで、なかなか場所がなく、あっても費用が高くなってしまう。羽曳野市に火葬場がないので新設できないでしょうか。	羽曳野市では、以前に検討されました火葬場の整備計画において、隣接する住民の方々から反対があるなどの問題により見直しが必要となり、現在に至っているところです。 高齢化等の影響から、火葬場が混雑している状況があると伺っていますが、新たに羽曳野市として建設するとすれば、地域住民の理解が得られるのかという課題のほか、建設すると莫大な費用となってしまいますので、羽曳野市のみで持つというよりも将来的には南河内でそういう話をしていくかなければならないと考えています。 近隣自治体の動向も注視しながら、これからも総合的に検討を進める必要があると考えています。	政策推進課
3	今在家区会	道路幅の拡張について 恵我之荘郵便局前の約300メートルくらいの区間道路について、道幅が約4メートル、溝幅が70から80センチメートルで溝には歩かれないように柵を取り付けてあり、車の対向で待つ位置に苦慮しています。溝を暗渠化してもらえば5メートル近い道路になり、すれ違いが容易になると思うので拡幅をお願いしたい。	ご要望の溝ですが、民地側の水路壁いっぱいに外壁が建っている所や石積の個所もあり、蓋掛けのスペースがないため、水路の蓋掛けにつきまして、現状は非常に難しいところです。 現況の水路を暗渠にした場合、蓋掛けの土台を設置する必要がありますので水路断面が小さくなり、大雨が降った場合、これまで浸水してなかった所が、暗渠になったことで、浸水する可能性が高くなります。 地権者の皆様のご理解がいただけるのであれば、水路の一部分を蓋掛けができる対策を考えていきたいと思います。	道路公園課
4	恵我之荘園自治会 西川河原山自治会	野良猫対策について 恵我之荘園地区には、沢山の野良猫がいて、交通の妨げ、糞の処理等で苦慮しています。市の方では対応出来ないと聞いていますが、良い案は無いでしょうか。 野生動物の対策について ハト、カラス、猫等にエサを与えていたりいます。 以前、口頭で注意したこともあるが、従うという様子もないで、何か良い方法があれば教えてほしい。	野良猫については、行政が捕獲などを行うことができません。また、ハト、カラスや猫等へのエサやりについては、直接的に規制することは非常に難しい状況です。 一方で、個体数が多くいることで、交通への支障や、鳴き声や糞尿によるにおいの問題、花壇やゴミを荒らしたりするなどの状況が起こることが推測されます。 個体数が増える一因として、「かわいいから」、「かわいそうだから」などの理由でエサやりをされる方がおられることが考えられます。地域の環境に悪影響を及ぼす場合、町会としての一定のルールを決めて取り組んでもらうのも1つの方法だと思います。 このほか、猫については、町会からのご依頼にもとづき、地域で活動されているボランティアさんのご協力のもとTNR（Trap捕獲・Neuter（ニューター）不妊手術・Return元の場所に戻す）を行ったのち、「地域猫」として地域のみなさままで飼育していただく方法がありますので、環境保全課へご相談ください。	環境保全課
5	恵我之荘園自治会 西川河原山自治会	空家対策について 私の町会には把握しているだけでも、二桁の空き地や空家があります。空家については、動物、昆虫、雑草等で隣接住民が困っています。市の方で整備等をやってもらえないでしょうか。 空家対策について 地区内に所有者不明の空き地があり、雑草の処理が出来ません。空家にしても荒廃して、所有者が分かっても連絡が取れない状態です。	私有財産である空き家等に対して、行政が整備をすることは非常に難易度が高い状況でありますから、担当課ではご相談が寄せられた空き家等の所有者や所有者の相続人を調査し、適正管理に努めるよう書面や訪問で粘り強く働きかけを続けています。 これに加え、空き家等の利活用や解体促進という様々な面から空き家所有者の選択肢を提供するために、民間団体との協定を締結してきました。 空き家発生防止のパンフレットもございます。ご希望があれば町内会で空き家対策の啓発パンフレット等を回覧して頂く事も可能ですので、ご活用いただけたらと思います。担当課は、建築住宅課になります。	建築住宅課 環境保全課
6	恵我之荘園自治会	広報誌などの配布について 新規の自治会員の確保がなかなか出来ず、役員の高齢化が進み色々な仕事量も増え、広報等の配布物を市の方から各戸に配布する等の対策は出来ないでしょうか。	市としましては、基本的には、町会、自治会を通じて各世帯への配布を行うとともに、市内公共施設、スーパー等の施設に配架することにより、市民の皆様に広報誌をお届けしたいと考えています。 一方、デジタル化が進む中、市ウェブサイトに掲載していますデジタル版の広報を利用される方も、増えてきている現状があります。今はデジタル化への過渡期にあると考えているので、デジタルとアナログを合わせたハイブリッド型で現在行っていますが、先を見据え取り組みを行っていきたいと考えています。	都市魅力戦略課
7	恵我之荘園自治会	町会運営助成金の見直し（増額）について 新規入居者の方には、自治会に入るよう促しているのですが、特に若い方には理解が得られず、会員の確保が難しくなっています。 自治会として色々なイベント等で全体が寄り添った地域作りをしたいのですが、現在の物価高の影響もあり、会費を上げると中には家庭生活に支障が出かねません。 市としましても、様々な事業などで難しいのは承知ですが、町会、自治会への助成金の見直しをお願い出来ませんでしょうか。	近隣市で町会運営助成金制度があるのは、羽曳野市と太子町となります。 現在、羽曳野市には194町会あり、町会加入世帯数は約3万3千世帯になります。本市の全世帯数は約52,000世帯となりますので、約6.3%の世帯が町会に加入している状況となります。 町会運営助成金ですが、1町会あたり2,000円に1世帯につき150円を加えた金額を助成しています。 例えば、200世帯の町会であれば、2,000円に150円×200世帯の30,000円を加えた32,000円が年間の助成金となります。 近年の物価上昇により地域の活動への影響が出ていることや、町会加入率の低下、高齢化による地域活動の担い手の不足など、市としても課題として認識しております。 町会の果たす役割は極めて重要であると考えておりますので、防犯灯、防犯カメラの設置、ハチの巣の駆除の助成、自主防災組織活動の補助などの助成制度も拡充をさせ、新設・拡充なども行っています。そういうところも充実させており、ご要望の補助金の増額に限らず、限られた予算の中で町会活動への支援について検討していきたいと思います。	市民協働ふれあい課
8	西川河原山自治会	ゴミの出し方について 一般ゴミの収集（家の前の戸別収集）と集合収集の基準について教えてほしい。 他人の敷地にあるゴミ集積場であり、カラスにゴミを荒らされることもあり気を遣っている。市でゴミステーションを設置してもらいたい。	戸別収集と集合収集の基準は、家（マンション等住宅含む）の前面道路がごみ収集車通行可能かどうかで決まります。 家の前面道路がごみ収集車の通行可能な場所については戸別収集、通行困難な場所については集合収集となります。 現在、集合収集となっている地域でも、開発により道路幅が広がっている等の理由から戸別収集への切り替えが可能な場合がありますので、環境保全課へご相談ください。 集合収集をしている他の市事例では、月ごとに集積場所を一軒ずつ回すことにより、収集後の清掃などの負担を分散しているところもあります。 ゴミステーションの設置は、設置場所の住民の反対があることやゴミステーションまで遠いという意見があります。市がゴミステーションを設置することは、難しいのでご理解いただきたい。	環境保全課
9	西川河原山自治会	犬のウンの後始末について 町内にある公園を町会で草刈りをして、きれいにしてもすぐ町会外からの散歩に来る犬のウンの後始末の問題が起こる。啓発をしてもらえないか。	市長就任以来、ドックランを市内に3か所設置しました。そういうところもご活用いただければと思います。 犬の散歩に伴うウンの処理につきましては、飼い主が行うものであります。処理を怠り地域の環境悪化となっていることがあるかと思われます。そうした場合、町会又は個人の所有物に取り付けることを条件に、環境保全課窓口にて、看板をお渡しすることができますのでご活用ください。 飼い主のマナーの啓発活動については、狂犬病の注射時にも行っていきたいと思います。	環境保全課

地区区長懇談会（高鷲地区）<概要>

令和7年7月22日（火）陵南の森公民館

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
10	雅の里町会	<p>集会所の整備について</p> <p>雅の里町会（14組190世帯）は区画整理事業として造成されたもので、当時は町会もないため防犯灯もなく、夜間は真っ暗な地域でした。</p> <p>有志数人による活動、羽曳野市の助成等により、町会事業や歳末の夜警等を行えるようになりましたが、地区には集会場等がありません。今あるのは地区にある防火水槽の一角を借りて1,800x900x2,000の家庭用の物置が一台あるだけです。</p> <p>年末警戒も防火水槽の上で実施しているのが現状です。</p> <p>また、備品の管理収納は町会役員の負担となっており会議等話し合える場所もなく、今後子供会、老人会など住民のコミュニケーションの場、さらには災害時の一時避難場所、必要備蓄品保管等の為にも地域住民の集まる場所、施設をお願いします。</p> <p>施設が無理ならば、せめて施設を建てる場所の確保をお願いします。東大塚緑地などの緑地があるところ一部借りられないですか。</p>	<p>地域活動のため、集会所の必要性については充分理解しているところではあります。</p> <p>集会所の建設費用については、「羽曳野市地区集会所整備費補助金」という制度があります。この補助金は、地区集会所の改修や修繕に利用いただけるほか、集会所を新たに建設する際の土地取得も含め整備費用としても利用いただけます。</p> <p>新築の場合は、土地取得の費用も含め整備費が500万円以下の場合は全額、500万円を超える場合は500万円の補助となります。必要書類や補助金交付条件などの詳細は、ご足労をおかけしますが市民協働ふれあい課までお越しいただければ、担当からご説明させていただきます。</p> <p>集会所の場所の提供のご要望もありましたが、市がご提供できる土地はございませんので、近隣の公共施設（丹治はやプラザ、エコプラザはにふ等）をご利用していただくなど、ご理解のほどよろしくお願いします。また、空き家などを利用するのも一つの手だと思われます。</p> <p>ご提案いただいた土地は財産区財産のため、市で許可することは難しいです。また、緑地比率による制約もある可能性があります。</p>	市民協働ふれあい課
11	南恵我之荘区町会	<p>恵我之荘集会場について</p> <p>自前の集会場を持たない町会といたしまして、大変重宝して使用させて頂いていますし複数の町会だけでなく、多くの団体が使用していますが、集会所、生きがいサロンの複合化において、対応できるのかが疑問であり、そこで今後多くの町会、団体が利用出来る施設の建設、増改築をお願いいたします。</p> <p>「集会施設」が持つ大きな意味は、住民同士の話し合いの場、交流、イベント、情報交換の場としてなくてはならない施設です。</p> <p>市にとってそれぞれの市民が住む地域に集会施設があることは、行政サービスの原点だと思われます。現時点において、羽曳野市は大阪府において、財政力は72市区町村で64番目と認識していますが、次の世代への投資と考え、良い方向に進むことを望みます。</p>	<p>恵我之荘集会所及び高年生きがいサロン2号館は、これまで町会はじめ各種団体の皆様に愛される施設として、長きにわたりご利用していただき感謝します。</p> <p>「集会施設」の重要性については、十分認識しておりますが、ご承知のとおり人口減少が進む中、現在ある公共施設をすべて更新することは、将来への負担となることから十分な検討が必要となっているところです。</p> <p>今回、老朽化した両施設の改修にあたっては、それぞれの施設の利用状況をもとに、比較的築年数が浅い、高年生きがいサロン2号館を改修し、2階に集会所機能を集約してご利用いただくことで、将来にわたり安心・安全にご利用いただけるよう改善するとともに、駐車場を確保するなどより利便性の高い施設に整備したいと考えています。</p> <p>また、当該施設の複合化にあたり、今後のご利用についてご心配のことですが、現在進めておりますプランにおきましては、2階に大小2室を整備するとともに、3階の生きがいサロンエリアも含め全館を一元的に管理運営する手法を検討中であり、さらに効率的にご活用いただくことが可能になると考えています。</p> <p>現状、令和6年度の集会所利用状況は約38%程度であり、複合施設となりましても様々な活動に十分ご利用いただけると考えています。</p> <p>これまで、地域に愛されてきた施設の現状が変わることに対するご心配はごもっともな事と理解しますが、これから世代に負担を残さないことも大切なことであり、新たにリフレッシュされた施設につきましても引き続き地域の活動拠点として、ご活用していただきたいと思います。</p>	政策推進課 支所
12	南宮西自治会	<p>防災対策の取り組みについて</p> <p>市として、どのような災害、被害を想定しているのか知りたい。</p> <p>例えば、生活に直結する断水、停電、ガス等のインフラの中で市は何が弱いのか、それに対してどう対応し、考えるべきかについて教えてもらいたい。</p>	<p>羽曳野市が想定する最も大きい災害は、大阪府が想定する『上町断層帯地震』としており、震度5強から震度7の地震により避難所避難者数は12,600名を見込んでいます。</p> <p>市としては、この避難者数を基準とした災害用物資の備蓄や適切な避難所開設に向けた訓練等を行っています。災害に伴う断水時は市の給水車で避難所に出向き、給水活動を行います。電力については関西電力と連携し、停電情報を市民の方に対しSNSなどで情報発信します。</p> <p>しかし、これらインフラの復旧には時間を要することから、市民の皆様には自助としまして、各家庭で1週間分の水や非常食等の防災グッズを備えることを内閣府では推奨しています。</p> <p>また、町会等におきましても、水や非常用発電機などの防災グッズをご準備していただき、避難所や避難経路のご確認と合わせ、災害時に備えていただきますようお願いします。</p> <p>羽曳野市では、ハザードマップを全世帯に配布しており、地域での防災訓練や防災用品の備蓄などの防災活動の支援制度として「自主防災組織活動補助金」がありますので、地域における防災活動を考えるきっかけとしてご活用いただければと思います。</p>	危機管理課
13	グリーンハイツ自治会	<p>市設置の広報板について</p> <p>グリーンハイツ周辺の歩車道の区別のある道路に設置している広報板が、車道側向きに設置されており、歩行者からは読むことが出来ません。どういった意図からの設置でしょうか。</p> <p>現在の状態では、車道に出て広報版を見なければなりません。</p>	<p>現地を確認してまいりましたが、ご指摘の通り車道側に向かって掲示面があり、掲示物を貼る方も読む方もどちらも危険が伴うと思われます。お示しの箇所の広報板については、古いということもあり資料が残っておらず、設置の経緯については確認ができなかったため、なぜこの向きで設置したかの意図はわかつておりません。</p> <p>お示しの広報板含め、市内近隣の広報板の設置及び使用状況等を確認し、安全性や必要性を精査しながら、適切に対処します。</p>	都市魅力戦略課
14	メロディーハイム高鷲自治会	<p>公園の管理について</p> <p>今在家区会と同様に、公園に雑草が多くあり、定期的な草刈りが難しい。その場合の対応の相談窓口はどこですか。</p>	担当課は道路公園課となりますので、ご連絡をお願いします。	道路公園課